



◆◆◆ よくあるご質問(FAQ) ◆◆◆

●納税通知書が再度届きました。どちらの納付書を使えばよいですか。

新しく届いた納税通知書の納付書を以後使用してください。以前の納税通知書の納付書は、新しい納税通知書が届く直前の、納期到来分までご納付ください。

なお、既に変更される前の金額で納めてしまった場合、

- ①保険税が減額されたが、**既に変更前の高い金額で納めてしまった場合**
納め過ぎとなった額を還付金としてお返しします(ただし、市税に未納がある場合は未納税へ充当します)。詳細については、後日、市から通知します。
- ②保険税が増額となったが、**既に変更前の低い金額で納めてしまった場合**
差額分の納付書をお送りしますので、お手数をおかけしますが、税務課市民税班までご連絡ください。

●増額(減額)された納税通知書が届いたのはなぜですか？

主に次の原因によるものと思われます。

- ・所得や国保加入者数など何らかの変動があったと考えられます。
- ・転入者等で所得照会中のため、所得割額が反映されていない納税通知書が先に送付されている場合は、所得が判明すると所得割額を反映した納税通知書が送付されます。
- ・40歳に到達された方は、年度の途中で介護納付金課税額が追加された納税通知書が送付されます。

お問い合わせ先(平日 8:30～17:15)

- ・課税の内容について 税務課市民税班 ☎0183-55-8094(直通)
- ・納税や口座振替について 税務課納税班 ☎0183-73-2118(直通)



●世帯主変更前に年税額を全額納めていたのですが、手続きをした翌月、新しい世帯主あてに納税通知書が届きました。納めなければなりませんか？

お納めください。世帯主が変わると納税義務者が変わるため、月割りで税額を再計算します。前の世帯主の方について納め過ぎがある場合は、後日、前の世帯主の方あてに還付の通知をします。

●税額が変わり新しい納付書が送られてきたのですが、数日前に納めた分が未納扱いになっていました。なぜですか？

納付された金融機関等から、市に収納連絡が届くまでに相当の期間を要します。特に、コンビニで納付した場合は 2～3 週間かかる場合があります、行き違いになったものと思われますので、何卒、ご了承ください。

●被保険者ごとに納付書を分けて欲しいのですが。

国保税は世帯主が納税義務者として納めることになっていますので、住民票上、同じ世帯に属する被保険者については、納付書を分けることはできません。

被保険者ごとの税額を知りたい方は、納税通知書をお手元に準備の上、税務課市民税班までお問い合わせください。



納付は便利な口座振替をご検討ください！

年度途中で税額更正があった際、「どの納付書で納税すればよいのか分からない」といったご意見をいただくことがありますが、口座振替をご利用いただいている方であれば、最初から納付書が発行されないため、納付書の混在による混乱が生じることはありません。